

重要事項説明書

(契約概要／注意喚起情報)

- 死亡保険 P 1 ～ P 3
- 引受基準緩和型 死亡保険 P 4 ～ P 6
- 総合医療保険 P 7 ～ P 17
 - 引受基準緩和型入院保障特約
 - 引受基準緩和型手術保障特約
 - 引受基準緩和型先進医療保障特約
 - 熱中症・インフルエンザ保障特約
 - 骨折一時金特約
 - 疾病入院一時金特約
 - 引受基準緩和型疾病入院一時金特約
 - 新災害入院一時金特約
 - がん診断一時金特約
 - 新特定疾病一時金特約
 - 無告知型女性特有疾病一時金特約
 - 新軽度介護一時金特約
 - 新重度介護一時金特約
 - 災害死亡特約
 - 特定障害特約
- 共通重要事項 P 18 ～ P 19



オリーブ少額短期保険

死亡保険 重要事項説明書（契約概要／注意喚起情報）

この書面では、死亡保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項（**契約概要**）と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項（**注意喚起情報**）を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあります。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリブ少額短期保険株式会社がお引き受けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の死亡保険金を受け取ることができる保険です。掛捨て型の保険で、貯蓄性（満期保険金など）はありません。

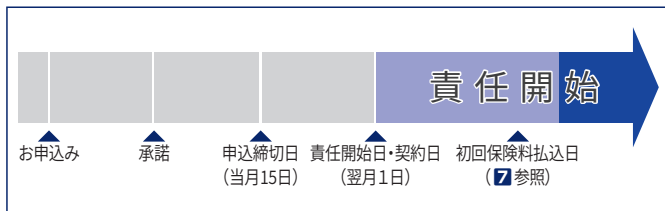
2 新規でお申込みいただける方（被保険者）の範囲

責任開始日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

注意喚起情報

お申込みいただいたご契約を、申込締切日（毎月15日）までに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申込みに関する確認に時間を要する場合などで、お申込みを承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が満100歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。ただし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。
 - ① 普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ② 保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変更が発生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金

契約概要

注意喚起情報

名 称	死亡保険金
支 払 事 由 (保険金を支払う場合をいいます。以下、同じ)	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支 払 額	保険証券記載の保険金額
受 取 人	保険金受取人
免 責 事 由 (保険金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意

※ 被保険者の生死が不明な場合、法定死亡（失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍）、その他死亡したものと当社が認めたときは、保険金を支払います。

※ 保険金がお支払された場合の保険契約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要

注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった場合
- (4) 保険料のお払込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合
 - ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
 - ② 保険契約者の故意
 - ③ 保険金受取人の故意

7 保険料について

契約概要

注意喚起情報

保険料については、パンフレットに記載の保険料表をご覧ください。

※ 90歳以降の保険料は【別表1】をご参照ください。

- (1) お申込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。更新後の保険料は更新日における満年齢、払込回数によって決まり、ご契約

更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。

- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。

[1. 口座振替の場合]

月払保険料は払込期月中の毎月の振替日に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の振替日に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

[2. クレジットカード払いの場合]

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料のお払込みを行うことができます。この場合、当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料のお払込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変化が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8 保険料のお払込みの猶予期間とご契約の失効

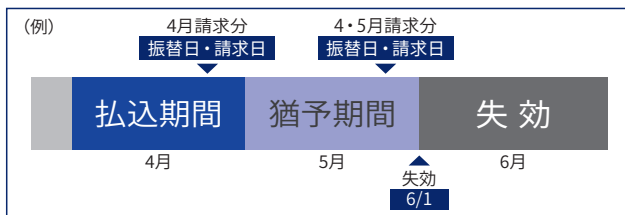
注意喚起情報

- (1) 保険料お払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

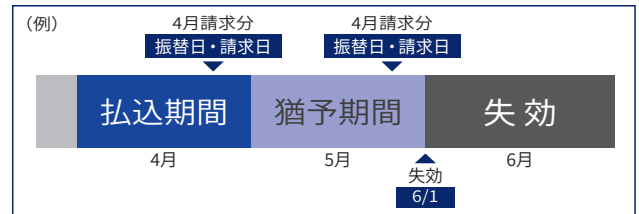
[1. 月払の場合]

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



[2. 年払の場合]

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払込みがない場合



- (2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活の取扱いはありません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

10 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面等で質問した事項につき、その書面等により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) 加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしません。また、この場合すでにお払込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず告知書等で告知いただきますようお願いいたします。また、告知事項を審査し、その内容によってはご契約をお断りすることがあります。

【別表1（90歳以降の保険料表）】

月払

2022年7月1日現在（単位：円）

契約 年齢	死亡保険金額											
	50万円		100万円		150万円		200万円		250万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	10,500	6,420	20,990	12,840	31,490	19,260	41,980	25,680	52,480	32,100	62,970	38,520
91歳	11,770	7,410	23,540	14,820	35,310	22,230	47,080	29,640	58,850	37,050	70,620	44,460
92歳	13,250	8,600	26,490	17,200	39,740	25,800	52,980	34,400	66,230	43,000	79,470	51,600
93歳	14,880	9,970	29,750	19,930	44,630	29,900	59,500	39,860	74,380	49,830	89,250	59,790
94歳	16,500	11,470	33,000	22,940	49,500	34,410	66,000	45,880	82,500	57,350	99,000	68,820
95歳	17,900	13,160	35,800	26,310	53,700	39,470	71,600	52,620	89,500	65,780	107,400	78,930
96歳	19,460	14,750	38,910	29,500	58,370	44,250	77,820	59,000	97,280	73,750	116,730	88,500
97歳	21,080	16,420	42,160	32,840	63,240	49,260	84,320	65,680	105,400	82,100	126,480	98,520
98歳	22,770	18,170	45,530	36,340	68,300	54,510	91,060	72,680	113,830	90,850	136,590	109,020
99歳	24,530	20,000	49,050	40,000	73,580	60,000	98,100	80,000	122,630	100,000	147,150	120,000

年払

契約 年齢	死亡保険金額											
	50万円		100万円		150万円		200万円		250万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	114,450	72,600	228,890	145,190	343,340	217,790	457,780	290,380	572,230	362,980	686,670	435,570
91歳	126,930	83,030	253,860	166,060	380,790	249,090	507,720	332,120	634,650	415,150	761,580	498,180
92歳	141,010	95,340	282,020	190,670	423,030	286,010	564,040	381,340	705,050	476,680	846,060	572,010
93歳	156,230	109,170	312,450	218,340	468,680	327,510	624,900	436,680	781,130	545,850	937,350	655,020
94歳	170,930	124,040	341,850	248,070	512,780	372,110	683,700	496,140	854,630	620,180	1,025,550	744,210
95歳	183,320	140,200	366,640	280,400	549,960	420,600	733,280	560,800	916,600	701,000	1,099,920	841,200
96歳	196,750	155,070	393,490	310,140	590,240	465,210	786,980	620,280	983,730	775,350	1,180,470	930,420
97歳	210,380	170,240	420,750	340,470	631,130	510,710	841,500	680,940	1,051,880	851,180	1,262,250	1,021,410
98歳	224,200	185,670	448,400	371,340	672,600	557,010	896,800	742,680	1,121,000	928,350	1,345,200	1,114,020
99歳	238,210	201,370	476,410	402,730	714,620	604,100	952,820	805,460	1,191,030	1,006,830	1,429,230	1,208,190

この書面では、引受基準緩和型死亡保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認いただきたい事項（**契約概要**）と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項（**注意喚起情報**）を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあります。

1 商品のしくみ

契約概要

- (1) この保険は、オリブ少額短期保険株式会社がお引き受けいたします。
- (2) この保険は、被保険者の方が死亡された場合に、所定の死亡保険金を受け取ることができる保険です。なお、引受基準を緩和することにより、持病がある方や入院経験がある方が申込みやすいように設計されています。掛捨て型の保険で、貯蓄性(満期保険金など)はありません。
- (3) この保険は、傷病歴のある方でも加入しやすいように設計された保険です。そのため保険料は、従来の保険に比べ、割増しされています。
- (4) 詳細な告知をいただくことで、保険料の割増しがない当社の死亡保険にご加入いただける場合があります。
- (5) 責任開始日から6か月以内に死亡したときの死亡保険金の支払金額は保険金額の50%になります。

2 新規でお申込みいただける方(被保険者)の範囲

責任開始日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について

注意喚起情報

お申込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申込みに関する確認に時間を要する場合などで、お申込みを承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新

契約概要**注意喚起情報**

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、保険契約は、更新され継続するものとします。ただし、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が満100歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。ただし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を

行うことがあります。

- ① 普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に依じて保険料が変更になる場合
 - ② 保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変更が発生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合
- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金

契約概要**注意喚起情報**

名 称	死亡保険金
支 払 事 由 (保険金を支払う場合をいいます。以下、同じ)	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支 払 額	保険証券記載の保険金額 ただし、被保険者が初年度の責任開始日からその日を含めて6か月以内に死亡したときは、保険証券記載の死亡保険金額×50%とします。
受 取 人	保険金受取人
免 責 事 由 (保険金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより、被保険者が死亡したとき (1) 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 (2) 保険契約者の故意 (3) 保険金受取人の故意

※ 被保険者の生死が不明な場合、法定死亡(失踪宣告、戸籍法上の認定死亡による除籍)、その他死亡したものと当社が認めたときは、保険金を支払います。

※ 保険金が支払われた場合の保険契約の消滅日は、被保険者が死亡した日とします。

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要**注意喚起情報**

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取る目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった

場合

- (4) 保険料のお払込みがなく、保険契約が失効した場合
- (5) 免責事由に該当した場合

- ① 責任開始期の属する日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ② 保険契約者の故意
- ③ 保険金受取人の故意

7 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料については、パンフレットに記載の保険料表をご覧ください。

※90歳以降の保険料は【別表1】をご参照ください。

- (1) お申込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。更新後の保険料は更新日における満年齢、払込回数によって決まり、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。
- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。

【1. 口座振替の場合】

月払保険料は払込期月中の毎月の振替日に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の振替日に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

【2. クレジットカード払いの場合】

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料のお払込みを行うことができます。この場合、当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料のお払込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変化が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8 保険料のお払込みの猶予期間とご契約の失効

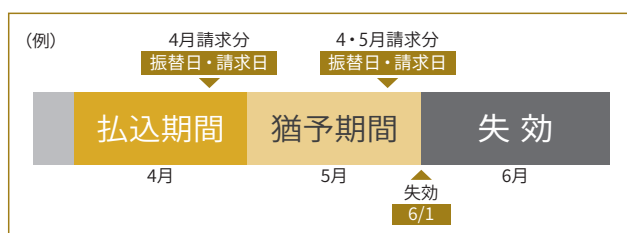
注意喚起情報

- (1) 保険料お払込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効します。

◎保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

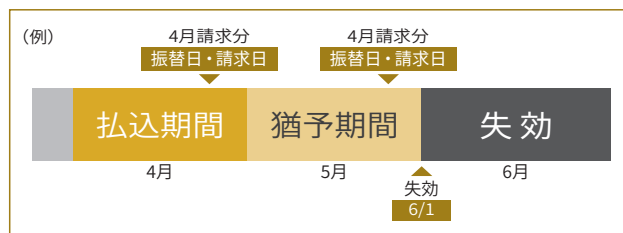
【1. 月払の場合】

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



【2. 年払の場合】

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払込みがない場合



- (2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活の取扱いはありません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

10 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面等で質問した事項につき、その書面等により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社ではご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできません。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) 加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があったときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしません。また、この場合すでにお払いいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず告知書等で告知いただきますようお願いいたします。また、告知事項を審査し、その内容によってはご契約をお断りすることがあります。

【別表1（90歳以降の保険料表）】

月払

2022年7月1日現在（単位：円）

契約 年齢	死亡保険金額											
	50万円		100万円		150万円		200万円		250万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	13,740	8,310	27,470	16,610	41,210	24,920	54,940	33,220	68,680	41,530	82,410	49,830
91歳	15,460	9,610	30,920	19,220	46,380	28,830	61,840	38,440	77,300	48,050	92,760	57,660
92歳	17,470	11,200	34,930	22,390	52,400	33,590	69,860	44,780	87,330	55,980	104,790	67,170
93歳	19,710	13,030	39,420	26,050	59,130	39,080	78,840	52,100	98,550	65,130	118,260	78,150
94歳	21,960	15,060	43,910	30,110	65,870	45,170	87,820	60,220	109,780	75,280	131,730	90,330
95歳	23,920	17,350	47,840	34,700	71,760	52,050	95,680	69,400	119,600	86,750	143,520	104,100
96歳	26,110	19,540	52,220	39,070	78,330	58,610	104,440	78,140	130,550	97,680	156,660	117,210
97歳	28,420	21,850	56,830	43,700	85,250	65,550	113,660	87,400	142,080	109,250	170,490	131,100
98歳	30,840	24,300	61,680	48,590	92,520	72,890	123,360	97,180	154,200	121,480	185,040	145,770
99歳	33,390	26,890	66,770	53,770	100,160	80,660	133,540	107,540	166,930	134,430	200,310	161,310

年払

契約 年齢	死亡保険金額											
	50万円		100万円		150万円		200万円		250万円		300万円	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	145,660	92,330	291,310	184,660	436,970	276,990	582,620	369,320	728,280	461,650	873,930	553,980
91歳	161,570	105,630	323,130	211,260	484,700	316,890	646,260	422,520	807,830	528,150	969,390	633,780
92歳	179,510	121,320	359,010	242,630	538,520	363,950	718,020	485,260	897,530	606,580	1,077,030	727,890
93歳	198,890	138,940	397,770	277,870	596,660	416,810	795,540	555,740	994,430	694,680	1,193,310	833,610
94歳	217,620	157,880	435,230	315,750	652,850	473,630	870,460	631,500	1,088,080	789,380	1,305,690	947,250
95歳	233,420	178,480	466,830	356,950	700,250	535,430	933,660	713,900	1,167,080	892,380	1,400,490	1,070,850
96歳	250,520	197,430	501,040	394,850	751,560	592,280	1,002,080	789,700	1,252,600	987,130	1,503,120	1,184,550
97歳	267,890	216,740	535,770	433,470	803,660	650,210	1,071,540	866,940	1,339,430	1,083,680	1,607,310	1,300,410
98歳	285,500	236,410	570,990	472,810	856,490	709,220	1,141,980	945,620	1,427,480	1,182,030	1,712,970	1,418,430
99歳	303,350	256,410	606,690	512,810	910,040	769,220	1,213,380	1,025,620	1,516,730	1,282,030	1,820,070	1,538,430

この書面では、オリーブの総合医療保険のご契約に関する重要な事項のうち、保険商品の内容を理解するために特にご確認ください事項(契約概要)と、お客様にとって不利益となる事項など特にご注意いただきたい事項(注意喚起情報)を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえお申し込みいただきますようお願いいたします。

- ご契約に際しては、保険契約者・被保険者ともにご本人が本書面の内容をお読みいただくことが重要です。
- 保険金をお支払いできない場合など、お客様にとって特に不利益となる情報が記載された部分は必ずお読みください。
- 現在ご加入中の保険契約の解約を前提にご契約を申し込まれる場合、お客様にとって不利益になることがあります。

1 商品のしくみ 契約概要

- (1) この保険は、オリーブ少額短期保険株式会社がお引き受けいたします。
- (2) この保険は、引受基準緩和型入院保障特約・引受基準緩和型手術保障特約・引受基準緩和型先進医療保障特約を付加することにより、被保険者の性別・年齢群団に基づき、保険料率を区分し、保険契約期間中に被保険者が所定の入院・手術・先進医療を受けた場合に、給付金を支払うことにより、被保険者の方の経済的負担を軽減することを意図した保険です。

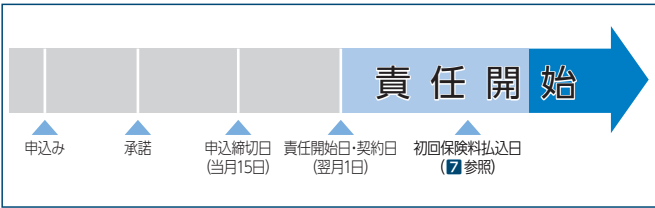
2 新規でお申し込みいただける方(被保険者)の範囲 契約概要

契約日において満20歳以上満89歳以下である方。

3 契約日・責任開始日について 注意喚起情報

お申し込みいただいたご契約を、申込締切日(毎月15日)までに当社が承諾した場合は、申込締切日の翌月の1日から保障が開始されます。申込書などに記入漏れがあったり、当社がお申し込みに関する確認に時間を要する場合などで、ご契約を承諾した日が15日を過ぎた場合は、責任開始日が順延されます。初年度の保険契約において当社の保険契約上の責任が開始される日を責任開始日といいます。

契約日は責任開始日とし、保険期間、保険料払込期間および契約年齢は、その日を基準として計算します。



4 保険期間と更新 契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険期間は、契約日から起算して1年間です。
- (2) 保険契約者が保険期間満了日の2週間前までに当社所定の書面にてご契約を更新しない旨を通知しない限りは、更新日(保険期間満了日の翌日)において満99歳まで更新されます。ただし、保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が満100歳をこえる場合、更新できません。
- (3) 更新後の保険期間は、更新日より1年間となります。ただし、以下の場合には保険料その他の契約内容の変更を行うことがあります。
- ① 普通保険約款の規定により、更新時の被保険者の満年齢に応じて保険料が変更になる場合
 - ② 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況の変更が発

生し、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行う場合

- (4) 更新時に、当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、またはこの保険が不採算であったときは、この保険契約は更新されません。

5 保障内容とお支払いする保険金 契約概要 注意喚起情報

(別表は約款に記載されています。)

名 称	入院給付金
支 払 事 由 (入院給付金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のいずれかに該当する入院(別表2)をした場合 (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による傷害を直接の原因とした入院(ただし、事故の日を含めて180日以内に開始した入院であることを要します。) (2) 責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因とした入院 (3) 前2号は、治療を目的とした入院(※1)であり、病院または診療所(別表5)への入院日数が2日以上であることを要します。
支 払 額	1回の入院につき、保険証券等に記載の入院給付金日額×入院日数 ただし、1回の入院については、入院日数30日を限度とします。 なお、1保険期間における入院給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ただし、責任開始日からその日を含めて6か月以内の入院は、不慮の事故による傷害による入院を除き、入院給付金額の支払額は50%とします。
受 取 人	被保険者

免責事由 (入院給付金を支払 わない場合をい います。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき
	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※2) (4) 被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

(※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

名 称	手術給付金
支払事由 (手術給付金を支払 う場合をいいます。 以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす手術を受けた場合 (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^(別表3) による傷害または、疾病(異常分娩 ^(別表4) を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした手術であること (2) 病院または診療所 ^(別表5) における手術であること (3) 公的医療保険制度 ^(別表7) における診療報酬点数表(手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。)に、手術料の算定対象として列挙されている手術であること
支払額	手術1回につき保険証券等に記載の手術給付金額 なお、1保険期間における手術給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ただし、責任開始日からその日を含めて6か月以内の手術は、不慮の事故による傷害による手術を除き、手術給付金額の支払額は50%とします。
受 取 人	被保険者

免責事由 (手術給付金を支払 わない場合をい います。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき
	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※) (4) 被保険者の精神障害 ^(※) の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

(※)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

名 称	先進医療給付金
支払事由 (先進医療給付金を 支払う場合をい います。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた不慮の事故 ^(別表3) による傷害または、疾病(異常分娩 ^(別表4) を含みます。)を直接の原因としてその治療を目的とした先進医療 ^(別表8) による療養を受けた時
支払額	先進医療の技術に関わる費用と同額 ^(※1) ただし、保険証券等に記載の先進医療給付金額を限度とします。 なお、1保険期間における先進医療給付金の支払金額は、80万円を限度とします。 ただし、責任開始日からその日を含めて6か月以内は、先進医療給付金額の支払額は50%とします。
受 取 人	被保険者
免責事由 (先進医療給付金を 支払わない場合を いいます。以下、 同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※2) (4) 被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

(※1)「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいい、次の費用などは含みません。

- ・公的医療保険制度^(別表7)の法律に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
- ・先進医療以外の評価療養のための費用
- ・選定療養のための費用

- ・食事療養のための費用
- ・生活療養のための費用

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00

からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

名 称	支払事由 (給付金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	支払額	受取人	免責事由 (給付金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)
熱中症・インフルエンザ保障特約	熱中症治療給付金	被保険者が、保険期間中に、日射または熱射による身体の障害を被り医師の判断により病院または診療所(別表5)で点滴治療を受けたとき	被保険者	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存(※3) (4) 被保険者の精神障害(※3)の状態を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
	熱中症入院給付金	被保険者が、保険期間中に、日射または熱射による身体の障害を被りその治療を目的とする入院(別表2)を開始したとき		
	インフルエンザ治療給付金	被保険者が、責任開始日からその日を含めて5日目の午前0時以降の保険期間中に、インフルエンザA型またはB型(※1)に罹患し、病院または診療所(別表5)で抗インフルエンザ薬(※2)を処方されたとき		
	インフルエンザ入院給付金	被保険者が、責任開始日からその日を含めて5日目の午前0時以降の保険期間中に、インフルエンザA型またはB型(※1)に罹患し、その治療を目的とする入院(別表2)を開始したとき		

1 保険期間におけるこの特約の給付金の支払金額は、80万円を限度とします。

(※1)「インフルエンザA型またはB型」とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいいます。

(※2)「抗インフルエンザ薬」とは、インフルエンザウイルスに直接作用する内服薬、吸入薬、および注射薬をいいます。

(※3)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

2. 熱中症治療給付金、熱中症入院給付金、インフルエンザ治療給付金およびインフルエンザ入院給付金は、保険期間を通じてそれぞれ1回の給付を限度とします。

名 称	骨折一時金
支払事由 (骨折一時金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす治療を受けたとき (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事故(別表3)による骨折(※1)に対して受けた治療であること (2) (1)の事故の日からその日を含めて180日以内で、かつこの特約の保険期間中に受けた治療であること (3) 病院または診療所(別表5)における治療であること
支払額	骨折1回につき保険証券等に記載の骨折一時金額 なお、1保険期間における骨折一時金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者

免責事由 (骨折一時金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害(※2)の状態を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
-------------------------------------	---

(※1)「骨折」とは、骨の構造上の連続性が完全または不完全に途絶えた状態をいいます。ただし、病的骨折および特発骨折を除きます。

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。

- 同一の不慮の事故(別表3)による骨折にかかわる骨折一時金の支払いは、1回限りとします。
- この特約による1保険期間における骨折一時金の支払い限度回数は、1回とします。

名 称	疾病入院一時金
支払事由 (疾病入院一時金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のすべてに該当する入院(別表2)をした場合 (1) 責任開始日以後に生じた疾病(異常分娩(別表4)を含みます。)を直接の原因とした入院 (2) 前号は治療を目的とした入院(※1)であり、病院または診療所(別表5)への入院日数が2日以上であることを要します。

支払額	1回の入院につき、保険証券等に記載の 疾病入院一時金額 なお、1保険期間における疾病入院一時 金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由 (疾病入院一時金を支払わない 場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当した とき (1) 保険契約者または被保険者の故意 または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※2) (4) 被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を 原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とす る事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生じ た事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転をし ている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち 症」)または腰痛で、いずれも他覚 所見のないもの(原因の如何を問い ません。)

(※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF10からF19の規定に該当するものとします。

名 称	引受基準緩和型疾病入院一時金
支払事由 (引受基準緩和型疾病入院一時金を 支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のすべてに 該当する入院(別表1)をした場合 (1) 責任開始日以後に生じた疾病(異常 分娩 ^(別表3) を含みます。)を直接の原 因とした入院 (2) 前号は治療を目的とした入院 ^(※1) であ り、病院または診療所 ^(別表4) への入院日 数が2日以上であることを要します。
支払額	1回の入院につき、保険証券記載の保 険金額 なお、1保険期間における保険金の支払 金額は、80万円を限度とします。 ただし、被保険者が初年度の責任開始 日から起算して6か月以内の保険金の支 払額は保険証券記載の保険金額×50% とします。
受取人	被保険者

免責事由 (引受基準緩和型疾病入院一時金を 支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当した とき (1) 保険契約者または被保険者の故意ま たは重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※2) (4) 被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を原 因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする 事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を 持たないで運転している間に生じた 事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転をし ている間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)ま たは腰痛で、いずれも他覚所見のない もの(原因の如何を問いません。)
--	---

(※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

(※2)「精神障害」とは、別表5に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF10からF19の規定に該当するものとします。

名 称	新災害入院一時金
支払事由 (災害入院一時金を支払う場合 をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のいずれかに 該当する入院(別表2)をした場合 (1) 責任開始日以後に生じた不慮の事 故 ^(別表3) による傷害を直接の原因とし た入院(ただし、事故の日を含めて 180日以内に開始した入院であるこ とを要します。) (2) 前号は、治療を目的とした入院 ^(※1) であり、病院または診療所 ^(別表5) へ の入院日数が2日以上であることを要 します。
支払額	1回の入院につき、保険証券等に記載の 災害入院一時金額 なお、1保険期間における災害入院一時金 の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由 (災害入院一時金を支払わない 場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当した とき (1) 保険契約者または被保険者の故意ま たは重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※2) (4) 被保険者の精神障害 ^(※2) の状態を原 因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする 事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持 たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運 転またはこれに相当する運転をして いる間に生じた事故 (8) 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)ま たは腰痛で、いずれも他覚所見のない もの(原因の如何を問いません。)

(※1)「治療を目的とした入院」には、美容上の処置による入院、

正常分娩、病気を原因としない不妊手術、治療を主たる目的としない診断のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院などは該当しません。

(※2)「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

名 称	がん診断一時金
支払事由 (がん診断一時金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	責任開始日前にがん(別表12に定めるがんをいいます。以下、同じ。)と医師によって診断確定されたことがない被保険者が、保険期間中に、責任開始日以後に初めてがん(別表12に定めるがんをいいます。以下、同じ。)と医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき(病理組織学的所見(生検)による診断確定については、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下、同じ。)
支払額	保険証券等に記載のがん診断一時金額 なお、1保険期間におけるがん診断一時金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者

名 称	新特定疾病一時金	
疾病の種類	急性心筋梗塞	脳卒中
支払事由 (特定疾病一時金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす入院(別表2) (1)責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞(別表13に定める急性心筋梗塞をいいます。以下、同じ)を直接の原因とする入院であること (2)その急性心筋梗塞の治療を目的とした、病院または診療所(別表5)への入院であり、かつ、入院日数が1日以上であること	被保険者が保険期間中に次のすべてを満たす入院(別表2) (1)責任開始日以後の疾病を原因として発病した脳卒中(別表13に定める脳卒中をいいます。以下、同じ)を直接の原因とする入院であること (2)その脳卒中の治療を目的とした、病院または診療所(別表5)への入院であり、かつ、入院日数が1日以上であること
支払額	保険証券等に記載の特定疾病一時金額 なお、1保険期間における特定疾病一時金の支払金額は、80万円を限度とします。	
受取人	被保険者	

名 称		支払事由 (女性特有疾病一時金および女性特有疾病割増一時金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	支払額	受取人																															
無告知型女性特有疾病時金特約	女性特有疾病一時金	被保険者が保険期間中に発症した疾病が女性特有疾病と診断確定された場合、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合 ・初めて治療を受けた場合 ・上記の診断確定日から起算して180日を経過した日以降に入院した場合	50,000円	被保険者																															
	女性特有疾病割増一時金	女性特有疾病一時金が支払われる場合で、その支払われる対象となった疾病が、年代別に定める疾病に該当した場合	50,000円																																
	備考	・1保険期間を通じて、保険金の通算支払限度額は80万円までとします。 ・女性特有疾病一時金5万円、女性特有疾病割増一時金5万円の疾病別、年代一覧																																	
	<table><tr><td>女性特有疾病</td><td>20歳代</td><td>30歳代</td><td>40歳以上</td></tr><tr><td>子宮頸がん</td><td>10万円</td><td>10万円</td><td>5万円</td></tr><tr><td>子宮平滑筋腫</td><td>5万円</td><td>10万円</td><td>5万円</td></tr><tr><td>子宮内膜症</td><td>10万円</td><td>5万円</td><td>5万円</td></tr><tr><td>卵巣のう腫</td><td>10万円</td><td>10万円</td><td>5万円</td></tr><tr><td>卵巣がん</td><td>5万円</td><td>5万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>乳がん</td><td>5万円</td><td>5万円</td><td>10万円</td></tr><tr><td>子宮体がん</td><td>5万円</td><td>5万円</td><td>10万円</td></tr></table>		女性特有疾病		20歳代	30歳代	40歳以上	子宮頸がん	10万円	10万円	5万円	子宮平滑筋腫	5万円	10万円	5万円	子宮内膜症	10万円	5万円	5万円	卵巣のう腫	10万円	10万円	5万円	卵巣がん	5万円	5万円	10万円	乳がん	5万円	5万円	10万円	子宮体がん	5万円	5万円	10万円
	女性特有疾病	20歳代	30歳代		40歳以上																														
子宮頸がん	10万円	10万円	5万円																																
子宮平滑筋腫	5万円	10万円	5万円																																
子宮内膜症	10万円	5万円	5万円																																
卵巣のう腫	10万円	10万円	5万円																																
卵巣がん	5万円	5万円	10万円																																
乳がん	5万円	5万円	10万円																																
子宮体がん	5万円	5万円	10万円																																
初年度契約の始期日から起算して、女性特有疾病の診断確定日がある日を含めて180日以内である場合、保険金に次表に定める割合を乗じた金額を被保険者に支払います。																																			
<table><tr><td>初年度契約の始期日からの期間</td><td>支払割合</td></tr><tr><td>60日まで</td><td>30%</td></tr><tr><td>61日から180日まで</td><td>70%</td></tr></table>		初年度契約の始期日からの期間	支払割合	60日まで	30%	61日から180日まで	70%																												
初年度契約の始期日からの期間	支払割合																																		
60日まで	30%																																		
61日から180日まで	70%																																		

名 称	新軽度介護一時金
支払事由 (軽度介護一時金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度 ^(※1) に基づく要介護2または3の状態 ^(※2) に該当していると認定された場合
支払額	保険証券等に記載の軽度介護一時金額 なお、1保険期間における軽度介護一時金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由 (軽度介護一時金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※3)

(※1) 公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

(※2) 要介護2または3の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護2または3の状態をいいます。

(※3) 「精神障害」とは、別表6に記載する平成27年2月13日総務省告示第35号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99の規定に該当するものとします。「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

名 称	新重度介護一時金
支払事由 (重度介護一時金を支払う場合をいいます。以下、同じ。)	被保険者が保険期間中に、責任開始日以後に生じた傷害または疾病を直接の原因として、公的介護保険制度 ^(※1) に基づく要介護4または5の状態 ^(※2) に該当していると認定された場合
支払額	保険証券等に記載の重度介護一時金額 なお、1保険期間における重度介護一時金の支払金額は、80万円を限度とします。
受取人	被保険者
免責事由 (重度介護一時金を支払わない場合をいいます。以下、同じ。)	次のいずれかにより支払事由に該当したとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の薬物依存 ^(※3)

(※1) 公的介護保険制度とは、介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)に基づく介護保険制度をいいます。

(※2) 要介護4または5の状態とは、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年4月30日厚生省令第58号)第1条第1項に定める要介護4または5の状態をいいます。

(※3) 「薬物依存」とは、同分類項目中の分類コードF11からF19の規定に該当するものとします。

名 称	災害死亡保険金
支払事由 (災害死亡保険金を支払う場合。)	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時まで、死亡したとき
保険金額	保険証券等に記載の災害死亡保険金額
受取人	死亡保険金受取人
免責事由 (支払事由に該当しても災害死亡保険金を支払わない場合。)	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

名 称	障害給付金
支払事由 (障害給付金を支払う場合。)	被保険者が、この特約の責任開始時以後に発生した不慮の事故 ^(別表3) による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に、かつ、この特約の責任開始時から保険期間の満了時まで、身体障害表 ^(別表9) の第1級から第2級までの障害状態に該当したとき
支払額	保険証券等に記載の障害給付金額 × 身体障害表 ^(別表9) に定める給付割合
受取人	被保険者
免責事由 (支払事由に該当しても障害給付金を支払わない場合。)	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者、被保険者または死亡保険金受取人の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 8. 戦争その他の変乱

6 保険金をお支払いできないことがある主な場合

契約概要 注意喚起情報

- (1) 保険契約が告知義務違反により解除となった場合
- (2) 保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約が解除となった場合
- (3) 保険契約について詐欺の行為があつて取り消された場合や、

保険金の不法取得目的があつて保険契約が無効になった場合

(4) 保険料のお払い込みがなく、保険契約が失効した場合

(5) 免責事由に該当した場合

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ② 被保険者の犯罪行為
- ③ 被保険者の薬物依存
- ④ 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑧ 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛で、いずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。)

7 保険料について

契約概要 注意喚起情報

保険料についてはパンフレット記載の保険料表をご覧ください。
※ 90歳以降の保険料は末尾記載の【90歳以降の保険料表】をご参照ください。

- (1) お申し込み時の保険料は、責任開始日における満年齢、性別、払込回数によって決まります。
保険金額はお申し込み時のままです。
保険料は、更新日における満年齢、性別、払込回数によって決まりますが、ご契約更新の際に年齢群団が変わる場合に変動します。
- (2) 払込方法(回数)は、月払か年払のいずれかをお選びください。
- (3) 払込方法(経路)は、口座振替またはクレジットカード払いのいずれかをお選びください。

【1. 口座振替の場合】

月払保険料は、払込期月中の毎月27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、年払保険料は責任開始日または更新日の属する月の27日(金融機関休業日の場合は翌営業日)に、保険契約者の指定口座より、口座振替(自動振替)によりお払い込みいただきます。

【2. クレジットカード払いの場合】

クレジットカード扱特約を付加することにより、クレジットカードによる保険料の払い込みを行うことができます。この場合、以下の事項については口座振替による保険料の払い込みの場合と異なります。

当社がクレジットカード会社に保険料を請求した日に、保険料の払い込みがあったものとします。

- (4) この保険契約の保険料の払込期間は1年間となります。
- (5) 保険契約の計算の基礎に著しく影響を及ぼす状況の変更が発生したときは、当社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。

8 保険料のお払い込みの猶予期間とご契約の失効

注意喚起情報

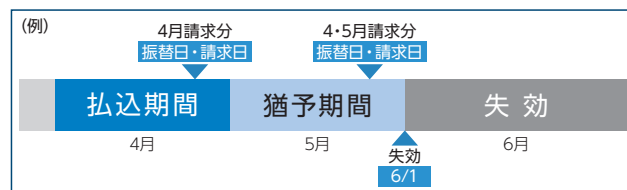
- (1) 保険料お払い込みの猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までです。猶予期間中に保険料のお払い込みがない場合は、保険契約は猶予期間満了日の翌日から失効し

ます。

◎ 保険料払込の猶予期間と保険料未払いによる失効例

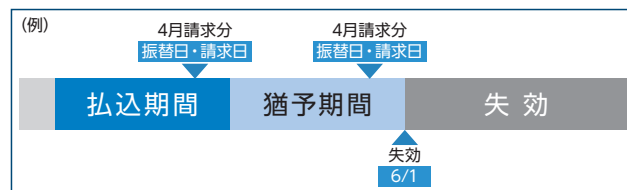
【1. 月払の場合】

払込期月までに払い込まれるべき保険料のお払い込みがなく、その翌月の猶予期間満了日までに翌月分の保険料を合算した2か月分の保険料が払い込まれない場合



【2. 年払の場合】

猶予期間満了日までに、払込期月に払い込まれるべき保険料のお払い込みがない場合



- (2) 保険契約が失効した場合、保険契約の復活はできません。

9 配当金・満期保険金・解約返戻金

契約概要

- (1) この保険には、契約者配当金はありません。
- (2) この保険は掛捨て型で、満期保険金はありません。
- (3) 保険料払込方法(回数)が月払の場合は、解約返戻金はありません。保険料払込方法(回数)が年払の場合は、保険契約の年単位の契約応当日からの経過月数(以下、本条において「経過月数」といいます。)に応じて計算された金額を解約返戻金として保険契約者に支払います。ただし、1か月に満たない経過月の端数はこれを切り上げます。

10 告知義務について

注意喚起情報

- (1) 保険契約者または被保険者には、ご契約時に、危険選択に関する重要な事項のうち、当社所定の書面に質問した事項につき、その書面により告知していただく義務(告知義務)があります。故意または重大な過失によって告知書などに事実と違う記載をされた場合、または事実を告知されなかった場合は、「告知義務違反」として当社はご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、保険金の支払事由が発生していても、保険金をお支払いできないことがあります。被保険者の告知事項については、十分ご注意ください。
- (2) 加入時に詐欺行為や保険金を不法に取得する目的があつたときは、責任開始日からの年数を問わず、保険金をお支払いしないことがあります。また、この場合すでにお払い込みいただいた保険料は、お返しいたしません。
- (3) 当社の募集人には告知受領権がありません。当社の募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。必ず告知書にご記入いただきますようお願いいたします。また、記入いただいた告知事項を審査し、ご記入内容によってはご契約をお断りすることがあります。

【90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	日額3,000円プラン		日額5,000円プラン		日額8,000円プラン		日額10,000円プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	7,110	6,560	11,410	10,480	19,110	17,650	22,140	20,300
91歳	7,420	6,920	11,930	11,070	19,990	18,620	23,190	21,470
92歳	7,760	7,270	12,480	11,670	20,900	19,610	24,300	22,670
93歳	8,100	7,660	13,070	12,320	21,860	20,680	25,460	23,960
94歳	8,480	8,070	13,680	13,000	22,890	21,810	26,690	25,330
95歳	8,860	8,520	14,320	13,760	23,940	23,050	27,960	26,840
96歳	9,290	9,010	15,040	14,570	25,130	24,390	29,410	28,470
97歳	9,720	9,530	15,740	15,450	26,300	25,830	30,820	30,220
98歳	10,190	10,110	16,530	16,400	27,600	27,400	32,390	32,120
99歳	10,700	10,710	17,380	17,400	29,010	29,040	34,090	34,120

月払	日額12,000円プラン		日額15,000円プラン		災害死亡特約と特定障害特約の合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	26,430	24,220	32,880	30,120	1,210	730
91歳	27,700	25,640	34,460	31,880	1,340	810
92歳	29,020	27,070	36,120	33,680	1,500	880
93歳	30,420	28,630	37,860	35,620	1,680	980
94歳	31,890	30,250	39,700	37,660	1,890	1,080
95歳	33,420	32,080	41,620	39,940	2,120	1,200
96歳	35,150	34,030	43,780	42,380	2,380	1,340
97歳	36,840	36,130	45,900	45,000	2,690	1,500
98歳	38,740	38,400	48,260	47,840	3,040	1,680
99歳	40,770	40,820	50,800	50,860	3,440	1,890

● 年払保険料

年払	日額3,000円プラン		日額5,000円プラン		日額8,000円プラン		日額10,000円プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	76,910	73,920	122,890	117,900	205,450	198,160	237,830	227,860
91歳	79,320	77,090	126,890	123,180	211,990	206,800	245,850	238,420
92歳	81,670	80,140	130,820	128,270	218,400	215,100	253,700	248,590
93歳	83,940	83,210	134,610	133,390	224,540	223,430	261,250	258,810
94歳	86,200	86,320	138,370	138,560	230,660	231,850	268,790	269,180
95歳	88,520	89,640	142,240	144,100	236,940	240,830	276,520	280,260
96歳	91,330	93,190	146,920	150,020	244,580	250,420	285,900	292,080
97歳	93,890	96,850	151,180	156,110	251,510	260,280	294,400	304,250
98歳	96,720	100,680	155,890	162,490	259,180	270,620	303,830	317,030
99歳	99,620	104,530	160,730	168,910	267,060	281,010	313,510	329,870

年払	日額12,000円プラン		日額15,000円プラン		災害死亡特約と特定障害特約の合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	283,810	271,840	352,770	337,810	13,400	8,410
91歳	293,420	284,510	364,790	353,650	14,770	9,150
92歳	302,850	296,720	376,570	368,910	16,310	9,990
93歳	311,920	308,990	387,910	384,250	18,040	10,920
94歳	320,960	321,420	399,210	399,790	19,990	11,970
95歳	330,240	334,720	410,810	416,410	22,180	13,140
96歳	341,490	348,910	424,870	434,150	24,630	14,440
97歳	351,690	363,510	437,630	452,410	27,400	15,930
98歳	363,000	378,840	451,770	471,570	30,510	17,570
99歳	374,620	394,250	466,290	490,830	34,010	19,430

【熱中症・インフルエンザ保障特約の90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	プラン①		プラン②		プラン③	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90～94歳	330	330	390	390	490	490
95～99歳	330	330	390	390	490	490

● 年払保険料

年払	プラン①		プラン②		プラン③	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90～94歳	3,840	3,840	4,580	4,580	5,620	5,620
95～99歳	3,800	3,800	4,490	4,490	5,460	5,460

【骨折一時金特約の90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	3万プラン		5万プラン		10万プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	640	930	880	1,360	1,480	2,450
91歳	640	950	890	1,400	1,500	2,520
92歳	650	970	900	1,440	1,530	2,600
93歳	660	1,000	920	1,480	1,570	2,680
94歳	670	1,020	940	1,510	1,600	2,740
95歳	680	1,040	950	1,550	1,620	2,820
96歳	690	1,070	960	1,600	1,650	2,920
97歳	700	1,090	980	1,640	1,680	3,000
98歳	710	1,120	1,000	1,680	1,720	3,090
99歳	720	1,140	1,010	1,720	1,740	3,170

● 年払保険料

年払	3万プラン		5万プラン		10万プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	7,270	10,720	9,920	15,660	16,540	28,020
91歳	7,320	10,900	10,000	15,960	16,700	28,620
92歳	7,360	11,070	10,070	16,250	16,830	29,190
93歳	7,390	11,230	10,120	16,520	16,940	29,740
94歳	7,420	11,380	10,170	16,770	17,050	30,250
95歳	7,460	11,530	10,230	17,020	17,150	30,740
96歳	7,490	11,680	10,290	17,270	17,270	31,250
97歳	7,530	11,830	10,350	17,520	17,390	31,740
98歳	7,560	11,980	10,400	17,760	17,500	32,220
99歳	7,590	12,120	10,450	17,990	17,590	32,690

【疾病入院一時金特約・新災害入院一時金特約の90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	5万プラン		10万プラン		20万プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	4,780	3,890	9,230	7,470	18,140	14,620
91歳	4,900	4,030	9,480	7,740	18,630	15,160
92歳	5,020	4,160	9,720	8,010	19,120	15,700
93歳	5,160	4,330	10,000	8,350	19,670	16,390
94歳	5,300	4,500	10,270	8,700	20,230	17,070
95歳	5,430	4,670	10,540	9,040	20,770	17,760
96歳	5,560	4,850	10,820	9,370	21,320	18,430
97歳	5,700	5,020	11,090	9,710	21,860	19,100
98歳	5,860	5,240	11,400	10,160	22,480	20,000
99歳	6,020	5,450	11,710	10,600	23,110	20,880

● 年払保険料

年払	5万プラン		10万プラン		20万プラン	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
90歳	52,360	44,210	100,950	84,650	198,100	165,510
91歳	53,160	45,380	102,540	86,970	201,290	170,170
92歳	53,840	46,430	103,900	89,080	204,020	174,390
93歳	54,600	47,800	105,420	91,830	207,050	179,870
94歳	55,330	49,070	106,890	94,370	210,000	184,950
95歳	56,160	50,230	108,520	96,680	213,270	189,580
96歳	56,880	51,390	109,970	99,000	216,170	194,220
97歳	57,540	52,480	111,310	101,170	218,830	198,570
98歳	58,360	54,060	112,940	104,320	222,100	204,860
99歳	59,110	55,540	114,450	107,300	225,120	210,800

【引受基準緩和型疾病入院一時金特約・新災害入院一時金特約の90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	5万プラン		10万プラン		20万プラン		30万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	5,680	4,530	11,030	8,750	21,740	17,180	32,450	25,620
91歳	5,800	4,670	11,280	9,020	22,230	17,730	33,200	26,440
92歳	5,920	4,810	11,520	9,300	22,720	18,290	33,920	27,270
93歳	6,060	4,990	11,810	9,660	23,300	19,010	34,800	28,360
94歳	6,210	5,170	12,100	10,030	23,890	19,730	35,670	29,440
95歳	6,360	5,340	12,390	10,380	24,470	20,440	36,540	30,510
96歳	6,490	5,530	12,680	10,730	25,040	21,150	37,410	31,570
97歳	6,640	5,710	12,960	11,090	25,610	21,860	38,270	32,630
98歳	6,800	5,930	13,290	11,550	26,260	22,780	39,240	34,010
99歳	6,970	6,160	13,610	12,010	26,910	23,690	40,210	35,380

● 年払保険料

年払	5万プラン		10万プラン		20万プラン		30万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	60,720	50,800	117,670	97,830	231,550	191,880	345,450	285,930
91歳	61,230	51,830	118,670	99,880	233,550	195,980	348,450	292,080
92歳	61,560	52,710	119,350	101,630	234,910	199,490	350,480	297,350
93歳	62,040	53,940	120,290	104,110	236,790	204,430	353,300	304,760
94歳	62,480	55,050	121,190	106,320	238,590	208,850	356,000	311,400
95歳	63,060	56,010	122,330	108,230	240,890	212,680	359,450	317,130
96歳	63,500	56,980	123,220	110,170	242,660	216,570	362,100	322,960
97歳	63,870	57,870	123,960	111,940	244,140	220,100	364,340	328,260
98歳	64,370	59,220	124,970	114,650	246,140	225,520	367,330	336,390
99歳	64,790	60,460	125,810	117,150	247,840	230,500	369,870	343,870

【がん診断一時金特約の90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	10万プラン		20万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	1,480	710	2,680	1,140
91歳	1,500	710	2,730	1,150
92歳	1,530	710	2,780	1,150
93歳	1,550	720	2,820	1,160
94歳	1,570	720	2,870	1,170
95歳	1,600	720	2,920	1,170
96歳	1,620	730	2,970	1,180
97歳	1,650	730	3,030	1,190
98歳	1,680	730	3,080	1,190
99歳	1,700	740	3,130	1,200

● 年払保険料

年払	10万プラン		20万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	15,920	8,120	28,530	12,940
91歳	16,010	8,110	28,720	12,930
92歳	16,080	8,100	28,860	12,900
93歳	16,130	8,080	28,970	12,850
94歳	16,190	8,050	29,080	12,790
95歳	16,280	8,010	29,260	12,720
96歳	16,350	7,980	29,400	12,660
97歳	16,420	7,950	29,530	12,590
98歳	16,480	7,910	29,650	12,520
99歳	16,530	7,880	29,760	12,450

【新特定疾病一時金特約の90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	10万プラン		20万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	1,060	940	1,840	1,600
91歳	1,100	990	1,920	1,710
92歳	1,140	1,060	2,000	1,840
93歳	1,180	1,130	2,090	1,980
94歳	1,230	1,200	2,180	2,130
95歳	1,280	1,280	2,280	2,290
96歳	1,330	1,370	2,380	2,460
97歳	1,380	1,470	2,490	2,660
98歳	1,440	1,570	2,600	2,860
99歳	1,500	1,680	2,720	3,090

● 年払保険料

年払	10万プラン		20万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	11,820	10,770	20,330	18,240
91歳	12,150	11,360	21,010	19,410
92歳	12,490	11,970	21,680	20,640
93歳	12,820	12,620	22,350	21,940
94歳	13,170	13,300	23,050	23,310
95歳	13,560	14,020	23,820	24,740
96歳	13,950	14,800	24,590	26,300
97歳	14,340	15,640	25,380	27,970
98歳	14,750	16,520	26,200	29,740
99歳	15,170	17,460	27,030	31,620

【新軽度・重度介護一時金特約の90歳以降の保険料表】

● 月払保険料

月払	5万プラン		10万プラン		20万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	810	1,100	1,400	2,000	2,580	3,790
91歳	860	1,200	1,510	2,190	2,810	4,170
92歳	920	1,300	1,630	2,380	3,050	4,560
93歳	1,010	1,430	1,820	2,650	3,430	5,100
94歳	1,110	1,570	2,010	2,930	3,800	5,650
95歳	1,200	1,710	2,190	3,200	4,180	6,190
96歳	1,300	1,840	2,390	3,470	4,560	6,730
97歳	1,390	1,980	2,570	3,740	4,930	7,270
98歳	1,480	2,110	2,760	4,000	5,310	7,800
99歳	1,580	2,240	2,940	4,270	5,670	8,330

● 年払保険料

年払	5万プラン		10万プラン		20万プラン	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
90歳	8,790	12,230	15,050	21,950	27,570	41,380
91歳	9,330	13,140	16,140	23,770	29,760	45,010
92歳	9,850	14,010	17,180	25,500	31,840	48,480
93歳	10,690	15,230	18,850	27,930	35,180	53,340
94歳	11,500	16,390	20,470	30,240	38,420	57,970
95歳	12,290	17,480	22,070	32,440	41,620	62,350
96歳	13,060	18,540	23,590	34,570	44,670	66,620
97歳	13,790	19,560	25,060	36,610	47,590	70,700
98歳	14,490	20,540	26,450	38,550	50,390	74,580
99歳	15,160	21,450	27,790	40,390	53,050	78,260

❶ 保険契約のお申込みの撤回等(クーリングオフ)について

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象外です。

❷ セーフティネットについて

注意喚起情報

当社は、少額短期保険業者であり、保険業法上、保険契約者保護機構の加入対象となっておりませんので、同機構による資金援助等の措置はありません。また、この保険契約は、保険業法上、破綻会社に係る保険契約者等の保護措置による補償対象契約には該当しません。ただし、破綻した場合の損失の補填や、資金の不正利用の防止等の観点から、少額短期保険業者登録時および毎決算期に必要な応じて供託金を法務局に差し入れております。

❸ 保険金のご請求の手続きについて

注意喚起情報

- (1) 保険金の支払事由が発生した場合は、保険金請求窓口まで、すみやかにご連絡ください。
- (2) 保険金、解約返戻金その他の支払を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間これを行行使しないときは、時効により消滅します。
- (3) 保険金のご請求に際しては、保険金請求書、当社所定の診断書等、当社の指定する書類をご提出いただくことが必要となります。詳しくは、保険金ご請求時に、保険金請求受付窓口にご確認ください。

❹ 少額短期保険業者の制限について

注意喚起情報

少額短期保険業者には、原則として以下の制限があります。

- (1) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、死亡保険の場合は、保険金額が300万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (2) 少額短期保険業者は保険期間が1年以内であって、いわゆる第三分野の医療保険の場合は、保険金額が80万円以下の保険のみの引受けをおこなうもの
- (3) 1人の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、1,000万円以下とすること
- (4) 1人の保険契約者について引き受ける医療保険の保険金額の合計は、原則8,000万円以下とすること
- (5) 1人の保険契約者について引き受ける死亡保険の保険金額の合計は、原則3億円以下とすること

❺ その他ご注意いただきたい事項

●申込書・告知書のご記入について

注意喚起情報

- (1) 申込書は、原則として保険契約者・被保険者それぞれがご自身でご記入ください。
- (2) 告知書は、被保険者の健康状態や傷病歴などをお知らせいただくものです。正確にご記入くださるようお願いいたします。

●少額短期保険募集人の権限

注意喚起情報

当社募集人は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は当社がご契約のお申込みを承諾したときに有効に成立いたします。

●ご契約の解約に際しての不利益事項

注意喚起情報

ご契約中の保険契約を解約すると、新たに保険契約をお

申込みいただいたとしても、被保険者の健康状態などによってはお引き受けできないことがあるなど、お客様にとって不利益になることがあります。

●生命保険料控除の対象外となることについて

注意喚起情報

この保険では、保険契約者が負担する保険料は、所得税法上、所得控除(生命保険料控除)の対象となっておりませんので、あらかじめご了承ください。

●インターネットでのお申込みについて

インターネットからお申込みの手続きを行った場合には、インターネットによる保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申込みの場合と異なります。

- (1) 保険契約者および被保険者が同一人の場合に限り取り扱います。
- (2) お申込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、インターネットを利用して、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (3) 告知は、告知書の提出に代えて、被保険者ご本人が、インターネットを利用して、当社が提示する告知画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。

●情報端末でのお申込みについて

情報端末からお申込みの手続きを行った場合には、情報端末による保険契約申込みに関する特約が付加されます。この場合、以下の事項については書面によるお申込みの場合と異なります。

- (1) お申込みの手続きは、保険契約申込書の提出に代えて、保険契約者ご本人が、当社が提示する保険契約申込画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。
- (2) 告知は、告知書の提出に代えて、保険契約者または被保険者が、当社が提示する告知画面で所要事項を入力し、当社に送信することにより行えることとします。

●払込方法の変更の取扱い

払込方法(回数)の変更(月払または年払)は更新時にのみ行うことができます。保険期間満了日までに所定の用紙でお申込みください。

❻ お問合せ・苦情・相談窓口

●ご契約に関するお問合せ

当社の保険のお手続き(ご契約内容の変更等)やご契約に関する照会等については、下記ご相談・お問合せ窓口へご連絡ください。なお、ご契約お申込みの手続きに関しては、当社の取扱者/代理店までご相談をお願いいたします。

TEL 0120-607-205

(フリーダイヤル)

【受付時間】 平日 9:00 ~ 18:00

(土日・祝日・年末年始を除きます。)

●ご苦情のお申し出およびご意見・ご相談

TEL 0120-607-205

(フリーダイヤル)

【受付時間】 平日 9:00～18:00

(土日・祝日・年末年始を除きます。)

7 指定紛争解決機関について

注意喚起情報

当社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続き実施基本契約」を締結しております。お客様と当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本少額短期保険協会に解決の申立てを行うことができます。苦情を受けてから1か月を経過した後も未解決の案件については、弁護士・学識経験者・消費者相談員によって構成される「裁定委員会」が「少額短期ほけん相談室」内に設置され、和解の仲介・裁定(和解案の作成)を行います。

一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」

〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8

TEL 0120-82-1144(フリーダイヤル)

FAX 03-3297-0755

【受付時間】 平日 9:00～12:00、13:00～17:00

(土日祝日および年末年始休業期間を除く)

<http://www.shougakutanki.jp/>

8 支払時情報交換制度について

注意喚起情報

当社は、一般社団法人 日本少額短期保険協会、少額短期保険業者とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、一般社団法人 日本少額短期保険協会ホームページ(上記)をご覧ください。

オリーブ少額短期



検索

オリーブ少額短期保険株式会社

〒160-0022 東京都新宿区新宿 5-17-18 H&I ビル

OL202607C-01-02